四(1)　役員の氏名の変更

変更前	河副　繁男
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十五年三月三十一日

五(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	滋賀県大津市におの浜三丁目四番四十六号
変更後	滋賀県大津市におの浜一丁目一番十八号

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○近畿地方整備局告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　海南都市計画道路事業三・四・百五号日方大野中藤白線

三　事業施行期間　自平成二十五年五月二十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県海南市日方字深原、井田字大坪並びに大野中字芝崎、字藪田及び字宮ノ後地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十九日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人長崎県住宅・建築総合センター

三(1)　名称の変更

変更前	財団法人長崎県住宅・建築総合センター
変更後	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	喜多　節生、武田　剛

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

国会事項

衆　議　院

法律公布奏上通知書受領

五月二十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

議案通知書受領

五月二十七日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案

議事日程

五月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十一号

平成二十五年五月二十八日（火曜日）

午後一時開議

第一　災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出）

第三　総合特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出）

第六　大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

第八　株式会社海外需要開拓支援機構法案（内閣提出）

参　議　院

議事日程　第二十三号

平成二十五年五月二十七日（月曜日）

午後三時　本会議

第一　成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

議案提出

五月二十七日議員から次の議案が提出された。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎外七名発議）（参第八号）

議案付託

五月二十七日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

刑法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（閣法第三八号）　法務委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）　総務委員会に付託

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（閣法第三六号）　経済産業委員会に付託

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六一号）　環境委員会に付託

議決通知

五月二十七日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案

質問主意書転送

五月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

十一か国とのＴＰＰ事前交渉に関する質問主意書（又市征治提出）（第一〇四号）

医薬品のインターネット販売に関する質問主意書（蓮舫提出）（第一〇五号）

政府・拉致問題対策本部ホームページに関する質問主意書（有田芳生提出）（第一〇六号）

法律公布奏上及び通知

五月二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

報告書提出

五月二十七日委員長から次の報告書を提出した。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆第一六号）審査報告書